

## 公共事業事前評価制度の導入について

令和2年12月14日  
農林整備管理課  
土木建築総務課

## 1 要旨

公共事業の事業着手の前段階において、事業計画の妥当性や投資規模、効果等を客観的に評価、公表する事前評価制度を導入することにより、事業の効率的な執行及び実施過程の透明性の向上を図る。

事前評価については、現在、公共事業の再評価を行っている「広島県公共事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）」から意見を聴取し実施する。

## 2 理由

近年、県の大規模事業について、事業着手後に事業費が大幅に増額となる事案が発生していることに対して、県民からより適正な執行が求められていることから、予算化前の段階で事前に事業費、事業内容等の妥当性等をチェックすることにより、事業計画に適正な事業費を設定し、効率的な執行を図る。

## 3 事前評価の対象事業

総事業費50億円以上の国庫補助事業及び国交付金事業、県単独事業とする。  
（「維持修繕事業」及び「災害復旧事業」を除く。）

## 4 今後の予定

令和3年度新規事業から実施することとし、令和3年1月に委員会から意見を聴取し、事前評価を実施する。

## 5 委員会の構成員

役職	氏名	所属等
委員長	竹田 宣典	広島工業大学大学院 教授
委員	梅津 貴	中国経済連合会 理事
委員	河合 研至	広島大学大学院 教授
委員	藤原 眞由美	税理士
委員	宮野 元壮	旧神石町長
委員	渡邊 一成	福山市立大学大学院 教授

## 6 その他

既に実施中の総事業費50億円以上の大規模事業について、当初事業費の3割以上の増額が見込まれるものについては、その時点で公共事業再評価の対象とし、変更計画の事業費の妥当性等をチェックすることとする。